

「副次的な籍(副籍)」について

松阪市では、特別支援学校小・中学部の子どもたちが、
地域の小・中学校に置く「副次的な籍(副籍)」を導入しました

「副次的な籍」とは、特別支援学校に在籍するすべての児童生徒が、居住地の小・中学校の学級に置く副次的な籍(副籍)により、組織的に居住地域とのつながりの維持・継続を図る仕組みです。

*松阪市内在住児童生徒が通学する特別支援学校が対象となります。

*特別支援学校の児童生徒は、正式な学籍が特別支援学校にあるため、副籍によって居住地の小中学校に二重学籍を設けるものではありません。



特別支援学校に通う子どもたちと 地域とのつながりについて

特別支援学校に通っていても、
地域の友だちとのつながりを
大切にしていきたい



近所にもお互いに顔が分かる
友だちがいるといいな

地元の学校の友だちと
遊びたいな

子どもたちは地域で生活し、地域の人、同年代の友だちとつながりながら成長していきます。また、家族との関係だけでなく、さまざまな人と関わる中で、多くのことを学びます。

しかし、特別支援学校に在籍する子どもたちは、居住する地域から離れた学校に通うため、地域の同年代の子どもたちや地域とのつながりを持つ機会が少なくなりがちです。



特別支援学校の子どもたちは、今もこれからも、多くが地域で生活していきます。また、学校を卒業した後は、地域で暮らす時間がほとんどです。そのため、早い段階から地域とのつながりをもつことは大切なことと考えます。

副籍の導入でめざすこと

これまでも、特別支援学校の子どもたちが居住地の小・中学校の子どもたちと交流する『居住地校交流』が行われてきました。

副籍を置くことで、同じ学校のなかまとして交流し、共に活動することにより、お互いの存在感やなかまとしての意識を育てること、また、交流を重ねるなかで子どもたちの関係性を充実させることをめざします。

副籍の導入は、特別支援学校の子どもたちの「今」を支援するだけでなく、将来、地域で安心して生活したり、活動に参加したりするための道筋にもなると考えます。



副籍による居住地校交流

どうやって副籍を持つの？

特別支援学校(在籍校)へ就学が決まると、市教育委員会より、保護者に居住地の学校を副籍校としてお知らせします。在籍校と副籍校へも通知し、その子どもが特別支援学校に在籍するとともに、居住地の学校に副籍を置くことを確認します。



交流はどうやって進めるの？

特別支援学校に入学後、本人や保護者の希望により『居住地校交流』が行なわれます。それぞれの在籍校の交流の取組や流れを基本に、本人や保護者の意向をふまえて、在籍校と副籍校が内容や回数など協議します。

*居住地校交流は、特別支援学校の教育課程において行われるので、在籍の特別支援学校での教育活動をふまえた上で計画・実施されます。

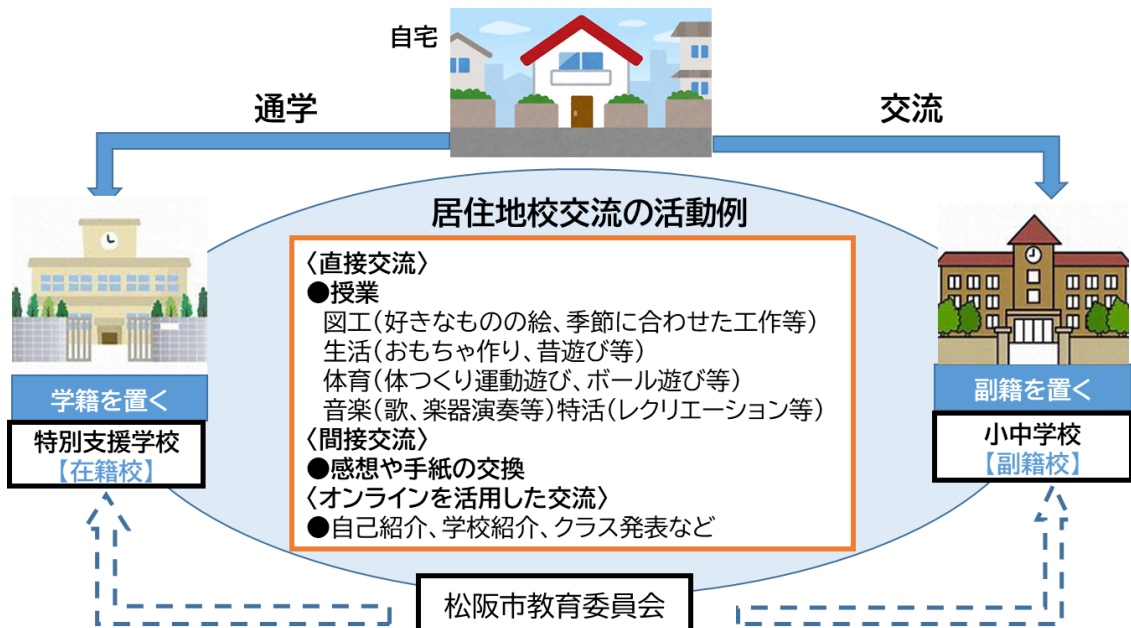
年間スケジュール(令和7年度 新小1の場合)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育委員会			就学相談	→				就学先決定	→	副籍校連絡		
副籍校												
特別支援学校												

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
副籍校	入学説明会等			居住地校交流打合								
特別支援学校												

副籍による居住地校交流を進めることのねらいは？

- 特別支援学校の子どもにとっては、地域とのつながりができるとともに、社会性が育つこと
- 小・中学校の子どもにとっては、障がいについて正しい理解と認識を深めることができ、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていく大切さを学ぶこと
- 子どもをとりまく大人や地域にとっては、特別支援教育や障がいについての正しい理解と認識を深めることができ、互いに支え合いながら共に暮らす地域社会づくりのきっかけとなること



就学前の教育相談等を通じて、副籍の意味や居住地校交流の意義を周知します。
小・中学校における居住地校交流を支援し推進します。

松阪市教育委員会